

大井町広告掲載要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、町の資産を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載することに関して、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 町資産への広告掲載は、民間企業等との協働により町の新たな財源を確保し、町民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(広告媒体)

第 3 条 この要綱において、広告媒体とは次の各号に掲げるものとする。

(1) 町の広報印刷物

(2) 町の財産

(3) その他広告媒体として活用できる資産で、町長が個別に定めるものをいう。

(広告掲載の基準)

第 4 条 町長は、広告掲載の公平性及び中立性を保つため、町長が別に定める基準に基づき、その適否を判断するものとする。

(広告の規格等)

第 5 条 広告の規格及び広告掲載位置等は、当該広告媒体ごとに別途定める。

(広告募集方法等)

第 6 条 広告募集方法、料金及び選定方法については、当該広告媒体ごとに別途定める。

(広告掲載の承諾)

第 7 条 広告掲載を行なおうとする者は、当該広告掲載に係る広告物の内容、デザイン、形状、材質等（以下「仕様」という。）について、あらかじめ町長の承諾を受けなければならない。

2 前項の規定による承諾を受けようとする者は、あらかじめ町長の承諾を得て、当該承諾に係る必要な手続きを広告代理業を営む者、広告看板等の制作業者及びこれらに類する者（以下「広告取扱者」という。）に代行させることができる。

3 町長は、承諾を行なうに際して、仕様の変更を指示し、又は必要な条件を付することができる。

(権利譲渡等の禁止)

第8条 前条の規定による承諾を受けた者(以下「広告主」という。)は、承諾を受けた広告掲載の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(広告物の掲載)

第9条 広告主又は広告取扱者は、広告を掲載するときは、広告掲載の方法、日程等について町長と協議のうえ、その指示に従わなければならない。

(広告主及び広告取扱者の義務)

第10条 広告主及び広告取扱者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 広告の内容等に瑕疵、虚偽又は誤記等がないこと。
- (2) 広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと。
- (3) 広告に関連する財産権について、その権利処理が完了していること。
- (4) 広告の内容等が承諾等又は当該承諾等に係る指示若しくは条件に適合したものであること。

2 広告主及び広告取扱者は、前項各号に掲げる事項に対し、第三者からの苦情、被害救済又は損害賠償の請求等の問題が生じたときは、自らの責任でこれらを解決しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成19年2月1日から施行する。